

令和2年度第2回印西市都市計画審議会会議録

日 時	令和2年12月25日（金）午後3時00分から午後4時10分まで	
場 所	ふれあいセンターいんば（印旛支所）3階会議室	
出席者	委 員	篠田委員（議長）、伊藤委員、大崎委員、菊地委員、柴崎委員、山崎委員、山田委員、軍司委員、松本委員、伊藤委員【代理：成清交通課長】、高山委員【代理：湯浅調整課長】
	印西市	板倉市長 都市建設部：川嶋部長 都市計画課：櫻井課長、川嶋課長補佐、鈴木（軌）係長、飯塚主査、堀内主査補 建築指導課：猿田課長、鈴木（良）係長
	昭和株式会社 （委託業者）	原口、武内
欠席者	なし	
傍聴者	2名	
議 題	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 議案第1号 印西都市計画地区計画の変更について 泉野地区地区計画（案）	
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 印西市都市計画審議会条例</li> <li>・ 諮問書</li> <li>・ 【資料1】 議案資料</li> <li>・ 【資料2】 パワーポイント資料</li> <li>・ 印西市都市マスタープラン（案）</li> </ul>	
議事の概要		
川嶋課長 補佐	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議進行につきましては、私、都市計画課の川嶋が務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応といたしまして、密閉空間、密集場所、密接場面に配慮し、換気や間隔を空けて開催することといたしますので、ご了承願います。</p> <p>はじめに、ご報告が3点ございます。</p> <p>1点目は審議会開催要件の報告でございます。</p>	

	<p>本日の出席委員は、委員 11 名全員の出席をいただいております。「印西市都市計画審議会条例」第 6 条第 2 項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>2 点目は会議の公開と傍聴でございます。当審議会は印西市市民参加条例の規定により、公開とさせていただきます。</p> <p>本日の傍聴者は 2 名でございます。</p> <p>3 点目は会議の録音でございますが、会議録を作成する都合により録音をさせていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>以上、3 点です。</p> <p>それではこれより、令和 2 年度第 2 回印西市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、板倉市長より、あいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>皆さん、こんにちは。市長の板倉正直でございます。</p> <p>11 月に入ってから、千葉県においても、新型コロナウイルスの新規感染者数が、100 人を超える日が増え、正しい情報に基づいた行動をとることが重要であると考えております。</p> <p>市といたしましては、医療機関や保健所など関係機関と連携し、新型コロナウイルスに関する情報の発信及び感染拡大防止に努めているところでございます。そのようなさなか、委員の皆さまにおかれましては、都市計画審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日、ご審議いただきます案件は、1 議案でございます。内容は地区計画の変更に係るものでございます。また、現在、策定作業を進めております印西市都市マスタープラン（案）についても、後ほど、事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、印西市のこれからの都市像についてそれぞれのお立場から、ご審議くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞ宜しくお願いいたします。</p>
川嶋課長 補佐	<p>続きまして、篠田会長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>
篠田会長	<p>本日は、皆様方には、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>会議につきましては、換気を行うなど新型コロナウイルス感染防止に考慮しつつ進行してまいります。</p> <p>本日の審議案件は、1 件でございます。印西市都市計画地区計画について、諮問されております。また、その他として、昨年度より策定を進めております次期印西市都市マスタープラン（案）について、事務局から報告があると聞いております。</p> <p>委員皆様方の慎重なご審議をお願いしたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。</p>

川嶋課長 補佐	<p>ありがとうございました。</p> <p>大変申し訳ございませんが、市長はこの後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。ご了承ください。</p> <p>審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、「次第」、「委員名簿」、「印西市都市計画審議会条例」、「諮問書」、「議案資料」「印西市都市マスタープラン（案）」の、以上6点でございます。資料は、おそろいでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、「印西市都市計画審議会条例」第5条第2項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、篠田会長、よろしくお願いいたします。</p>
篠田会長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ご協力をお願いします。</p>
篠田会長	<p>次第4「日程第1 会議録署名委員の指名」に移ります。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
川嶋課長 補佐	<p>ご説明いたします。</p> <p>本審議会におきましては、「印西市市民参加条例」に準じて、審議会の会議及び会議録等を公開することとなっており、本審議会の会議録は、要約方式で作成しております。</p> <p>会議録の内容は、会長及び審議会の開催ごとに会長が指名する会議録署名委員の合計2名の確認によって、確定させていただいております。</p> <p>つきましては、会長より、本日の審議会における会議録署名委員1名の指名をお願いいたします。</p>
篠田会長	<p>分かりました。</p> <p>それでは、私から、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の会議録署名委員には、山田委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。</p>
篠田会長	<p>それでは、次第4 日程第2の議案審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「印西都市計画地区計画の変更について」審議いたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の議題については、主に議案資料に基づいて説明させていただきます。</p> <p>変更する地区計画は1地区で、11番泉野地区でございます。</p> <p>変更対象となる地区は、千葉ニュータウン中央駅の北東約1kmに位置する面積約48.7ヘクタールの地区でございます。</p> <p>変更内容について説明させていただきます。当該地区の用途地域は準工業地域となっており、用途といたしましては、危険性、環境悪化が大きい工場等のほかは、ほとんどのものが建てるのが可能となっております。</p>

	<p>そのため、変更前の地区計画では、危険物の貯蔵及び環境面などで、商業地域なみの規制をかけておりましたが、昨年、千葉県を襲った台風により電力の需給が広範囲で不安定になる時期がありました。</p> <p>その経験を踏まえ、非常時にも安定した業務が行える施設となるよう、非常時の用に供する発電設備等に使用する燃料の貯蔵量を、本来の用途地域である準工業地域なみに緩和するという内容となります。</p> <p>それと関連して、大気汚染防止法に係る箇所については、ばい煙を発生させる発電設備等を、非常時に用いる部分に限り緩和する内容となっております。</p> <p>本地区計画につきましての今日までのスケジュールを説明いたします。関係権利者への説明を行いまして、千葉県との9月23日事前協議を経まして、原案の縦覧を11月16日から11月30日まで行い、案の縦覧を12月7日から12月21日まで行いました。原案の縦覧については0件、案の縦覧については1件ございましたが、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>本日の都市計画審議会における答申を頂けた後のスケジュールといたしましては、千葉県との法定協議をおこない、2月に印西都市計画地区計画の変更の告示を行う予定としております。</p> <p>議案第1号の説明は以上でございます。</p>
篠田議長	<p>議案第1号に対する質疑を行いたいと思います。何かご意見質問がありましたら、お願いします。</p>
山田委員	<p>案の縦覧については意見無しとのことでした。一件だけ縦覧があったとありましたが、意見や質問等も無かったということでしょうか。</p>
事務局	<p>案の縦覧のみを行いまして、その場で内容のご質問等はありませんでした。</p>
松本委員	<p>前回、同じような地区計画の変更の中で質問させていただいたことに、内水ハザードマップで対象となっている地域があるとのこと、その時の市からのご答弁で、「機能強化に努める」とのことでした。今回も一部内水ハザードマップ対象の地域がありますが、こちらは対策をとられるのでしょうか。また、とられる場合の対策について教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>対策につきましては、近隣市のお話を聞きますと、枯葉等が側溝の上に重なって排水出来なくなることから、内水、冠水を引き起こしている状況が大多数というところで、鉄のグレーチングを2つにすることや、落ち葉をきちんと取り除くことで水を抜けやすくする等の対策が考えられます。</p>
松本委員	<p>このハザードマップの情報は、施設等の管理者には伝えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>冠水や内水のエリア内に含まれることについては、事業者でも情報は把握していると認識しております。また、市の開発事業指導要綱に基づいて、敷地に合わせた貯水施設を設けるように指導しており、内水をおさえるように敷地内に雨水貯水施設等を設置している状況です。</p>

松本委員	最後に令和3年度の12月にハザードマップを改定される予定かと思いますが、今内水10センチ未満というところが殆どなのですが、状況が変わり危険度が上がったような場合には、施設の管理者様にそのことを伝えていくようなことは考えているのでしょうか。
事務局	内水ハザードマップの作成につきましては、庁内の防災課が担当しています。おそらくホームページ等での周知が考えられますが、今のご意見を防災課に伝えておきたいと思います。
柴崎委員	消防法の制限の中で、非常用のために貯蔵量を緩和するという事で、大きな災害が発生し、燃料の輸送が途絶えたりする場合に備え必要なことだと思います。しかし、コストコホールセールで、ガソリンスタンドが営業されていますが、そこの整合性はどうなっているのか、また、災害時に、いわゆる非常用の車への燃料販売といった協定が必要ではないかと思っていますが、全ての事業者が発電機を持ち、ここに進出している企業に非常用・貯蔵用のタンクを用意できるわけではないので、そういった指導についてお聞きしたいです。
事務局	ガソリンスタンド等における燃料の貯蔵については、地下に貯蔵されており、今回の改正で影響を受けるものではございません。実際に災害等が発生した際の燃料の供給について、事業者だけではなく市民の方々への燃料の供給に関する情報等については、関係課に情報共有させていただきたいと考えております。
柴崎委員	地下貯蔵については、いわゆる規制に入らないというお話でしたが、地下の埋設については規制があると思っていました。地上タンクは、地震の時に傾いたり、大きな揺れによってタンクが破損したりして、漏洩の恐れが非常に高いと思われれます。漏洩した時、周りに広がらないようなものを設置したり、やはり本来ならば地下の貯蔵のほうが安全です。あえてこういう規制を緩和して地上タンクを認めたというふうに思いましたが、地下タンクが当然だと私は思っていました。今、地上タンクで貯蔵するのは少量の危険物だけであって、ここでいう大きなタンクの場合は、殆どが地下に作るのが常識だと思っています。法改正を求めてきた方々は、地上タンクを考えているのでしょうか。
事務局	今回の改正で地上における貯蔵量が緩和されるという方向ではありますが、事業者の方も、危険性が高いものは地下に貯蔵という認識はあろうかと思えます。消防法における危険物の基準を守り、許可をいただき安全性に配慮されている状態で地上での貯蔵を希望しているところであり、非常時は、地上の施設から燃料を供給して、その設備を動かすことを想定していると聞いています。
柴崎委員	私はその危険物を取り扱っており、関心も持って質問しているところですが、いざ地上タンクが倒壊し、漏洩したりしたら、莫大な被害が出やすくなります。その辺は、消防署等も許可を出す際に指導されていると思いますが、やはり地上タンクは非常に危険だと思います。いわゆるオイルターミナルでもなんでも、地

	<p>上タンクが大きな災害の原因になっているわけですから、やはり設置についてはしっかり把握して指導した方が良いと思います。</p>
山田委員	<p>今のご質問の答弁で、消防の安全基準をクリアしているとありました。私も話を聞いていて、改めて認識しましたが、安全基準をクリアしているから絶対に事故は起こらない、ということにはならないと思います。その辺の安全基準について、もう少し詳しくお話を聞かせていただきたいと思います。また、最近何回か現場を見に行きましたが、クリスマスや年末ということもあり、非常に交通量が増大しており、なかなか泉野地区から抜けられない状況です。実際、グッドマンジャパンもたくさんできて、交通量も増していますが、こういう交通量が多いところに火災等が発生した場合に、本当に消防車がきちんと通れるのだろうか、非常に不安になりました。これだけ物流施設が出来ると、車の出入りも非常に多くなるため、交通量の増大への対応と、安全基準について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>消防の安全性の技術基準の管轄は印西地区消防組合となり、審査が行われていると認識しています。</p> <p>また、交通量につきまして、以前から464号沿いは交通量が多く、渋滞が発生しているというのは皆さんご存じのとおりだと思います。中でも、消防車の到着等につきましては、交通免許所有者のマナーもあります。我々としましては、交通がスムーズに流れるような道路の維持管理に努めて参りたいと考えています。</p>
山田委員	<p>車のマナーにおまかせするということでしたが、実際に両方に車が合った時に、端によって消防車が通れるという道路形態になっているのか分かりませんが、そこまで確認しているのかどうか。また、技術面に関しては消防組合でやっているということですが、地区計画を変更するにあたって、もう少し詳しく消防から説明を聞いて、その内容を把握すべきだったと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>当地区については道路の幅員が大きく整備されていると認識していますので、車がしっかり両サイドによれば、緊急車両が走れるものと考えています。また、印西地区消防組合の技術基準につきましては、我々の方で情報は伺うことは出来ますが、審査自体につきまして携わることは出来ませんので、そういう審査基準があるというところで、ご理解いただければと思います。</p>
山田委員	<p>消防組合でやっているもので、そのことについて携わることは出来ないというのはおかしいと思います。その辺についてもう一度確認します。携わってほしいと思っています。</p>
事務局	<p>我々の権限が及ばないところですが、必要に応じて情報収集等に努めて参りたいと思います。携われないという表現が悪いのかもしれませんが、権限を越えていますので、ご了承いただければと思います。</p>

篠田議長	他に何かありますか。
軍司委員	<p>基本的な点を確認したいと思います。前回の都市計画審議会において、牧の台地区および鹿黒南業務施設地区において、同じ改正がありました。そして、今回、泉野地区で同じような改正を行おうとしています。理由は、牧の台地区および鹿黒南地区と同じで、その際、都市計画審議会においても、ルールをお聞きしましたが、結局、この用途地域に応じた危険物の貯蔵の規制ということで、第二石油類の貯蔵について、商業地域の1万リットルから、準工業地域の5万リットルの5倍にするということで、今回もその説明は、前回と同じような内容でした。今日配られた資料の中に、地区計画の決定に変更スケジュールというのがあり、原案の縦覧、案の縦覧を行い意見は無し、縦覧された方がいらっしやったということでした。今回泉野地区の地区計画を変更するにあたって、原案の縦覧、案の縦覧が二週間ずつありますが、当然、この地域の企業すべてにおいて、計画案について内諾や承認を得て、今回案を出してきているという認識で間違いはないでしょうか。また、これは、都市計画課が千葉県と相談をして出しているという認識で間違いはないでしょうか。</p>
事務局	<p>泉野地区の関係権利者様への内諾等に関してですが、今回はコロナ渦ということで、9月上旬に書面郵送、電話連絡を行い、担当者にご説明をさせていただいたうえで、内諾等は全ていただいている状態です。また、地権者様や事業主の要望意向等を踏まえ案の作成を行い、県と協議を行ったうえで作成を進めているところです。</p>
軍司委員	<p>確認しておきたいのですが、今回は地区計画の変更ですが、用途としては商業地域のままという認識でよろしいでしょうか。用途を準工業地域にするわけでは無かったような気がするのですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>泉野地区の用途地域といたしましては、準工業地域としています。地区計画の制限としては、変更前の危険物の貯蔵については商業地域並みということで、数量を抑えているような形でした。しかし、昨年度の災害等の動向を踏まえまして、非常時のものに関して、貯蔵量の緩和を行い、発電設備等の燃料の貯蔵の緩和を行ったという次第でございます。</p>
軍司委員	<p>差し支えない範囲で教えて欲しいのですが、非常用の電源として、1万リットルを5万リットルにするということで、つまり5倍になるということです。これまで危険物の貯蔵の規制を商業地域並みに縛っていたものを、この部分に関しては、準工業地域、つまり元々の制限に戻すということになりましたが、事業者からもう少し増やしてほしいとか、極端に言えば、工業地域や工業専用地域並みに蓄えておきたい等といった要望はなかったのでしょうか。また、1万リットルを5万リットルにして、どのくらい日数的に稼げるようになったのか、いずれも聞いている範囲で、かつ差し支えない範囲で教えていただければと思います。</p>

事務局	事業者様との協議の中では、本来の用途地域である、準工業地域を超えた形での要望というのは基本的には無く、地区計画の中で緩和を行うということは考えておりません。また、今後の地区計画変更によって、数日間程度の業務の稼働が可能になるとのことです。
軍司委員	最後に確認しておきたいのですが、日数的に言えばそんなに稼げるものではないと思いますが、5万リットルまで貯蔵を認めるというのは、地区全体ではなくて、地区の中に位置する個々のエリアにおいて5万リットルずつ認めるという認識で間違いないでしょうか。
事務局	危険物の数量の制限につきましては、基本的には、建築基準法上で申請される一敷地における数量の制限になりますので、それぞれの貯蔵の量として示しています。
柴崎委員	いわゆる輸送所や製油所等では、灯油・軽油・ガソリン等の非常に引火しやすい危険物は、それなりの安全基準に基づき、防油堤を作ったうえで常に安全に気を付けており、通常、そういった引火しやすいものは、地下に貯蔵しています。地上に設置するというのは非常に危険で、そういうことを考えれば、地下に埋設して安全を期するはずですし、その方が土地の有効利用も出来ます。地上タンクだと、防油堤を大きく作ったり、敷地面積も広くとったり、また、防油堤が事故によって壊れて漏洩し、敷地外にも漏れて、それが引火して大きな火災につながるということが、地震の際等によく起こります。地上タンクと聞いて少し不信に思っており、許可基準をクリアすれば設置は可能なのですが、経済的にも予測できない災害には、危険を払うべきではないかと思い、参考意見で申し上げました。
山田委員	商業施設で本当に多くの方たちが出入りしている中で、もし事故が起こった場合、こういう人たちの安全性を本当に確保できるのかということを危惧しています。商業施設と隣接している道路の交通量が増大している中で、安全性が保たれるのかということが心配であるということ、私の意見として申し上げたいと思います。
篠田議長	他に何かありませんか。無しということで議案第1号の採決を致します。議案第1号印西市地区計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成される方は挙手をお願いします。挙手多数でございます。それでは、議案第1号印西市地区計画変更については、原案のとおり、意見が無いものとして答申致します。以上で、予定しておりました、議事日程は終了致しました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局に返します。
川嶋課長 補佐	それでは、次第5の「その他」に入ります。 現在、策定を進めております次期印西市都市マスタープラン（案）について、その進捗状況等を、事務局よりご報告させていただきます。

事務局

それでは、印西市都市マスタープラン（案）のご説明前に、本日使用します資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております A3 の見開きの資料をご覧ください。

こちらにつきましては、冊子印西市都市マスタープラン（案）の概要版となっております。

1 ページには、印西市都市マスタープランの位置づけと印西市全体の都市づくりの主な課題についてまとめております。

2 ページ、3 ページの、上段に課題を受けての都市づくりの目標を示し、下段では、目標を実現するための都市づくりの方針を載せております。

4 ページの地区別構想のなかでは、目指す地区の将来像をイメージできるようにキャッチフレーズを掲載しております。

続きまして、冊子の「印西市都市マスタープラン（案）」をご覧ください。

始めに、今年度行いました策定経緯などについてご説明いたします。

お手元の資料印西市都市マスタープラン（案）目次をご覧ください。

第1章から第3章までの全体構想の部分については、令和2年3月9日に開催いたしました令和元年度第2回の都市計画審議会においてご説明をさせていただいた内容でございます。

今年度におきましては、「序章の都市マスタープランとは」と、1ページめぐりまして、「第4章の地区別構想」、「第5章の都市づくりの推進に向けて」及び「参考資料」の部分について、検討してまいりました。

こちらの策定体制につきましては、7月に庁内関係各課とヒアリングを行ったうえで、地区別構想の原案を作成し、その原案を基に、7月から8月にかけて第4回策定庁内幹事会、庁内本部会及び策定委員会を開催し、地区別構想（案）として策定を進めてまいりました。

その後、「序章」、第1章から第3章までの「全体構想」、第4章の「地区別構想」、第5章の「都市づくりの推進に向けて」及び「参考資料」までを含めた冊子資料をもって、9月から10月にかけて、第5回の策定庁内幹事会、庁内本部会及び策定委員会を開催し、そこでのご意見を整理・反映して、お手元の印西市都市マスタープラン（案）を策定いたしました。

第4章の地区別構想（案）についてご説明いたします。

86ページから87ページにかけてご覧ください。地区区分は、市民・事業者にとって、地区の将来イメージしやすい範囲であること、コミュニティに配慮した区分であること、地形、土地利用などの物理的なまとまりに配慮した区分であること、各地区で想定される機能配置のバランスに配慮した区分であることの視点から、市内を12地区に分けております。

88ページには地区区分図がございます。地区別構想は、12地区すべて同じ構成となっておりますので、木下・大森地区を例として説明させていただきます。

89ページから91ページにかけてご覧ください。

1. 木下・大森地区の地区別構想では、(1)地区の現況として、人口の動向、土地利用の状況、都市施設の整備状況及び市民意向アンケート結果などについて検証を行い、92ページをご覧ください。こちらで地区の現況から見えてきた問題点などを地区の課題として整理しております。

93ページをご覧ください。地区の課題を受けて、その地区の目指す将来像をキャッチフレーズとともに記載しております。

94ページから96ページにかけてご覧ください。地区のキャッチフレーズや地区の方針を実現する方策として、(4)地区の都市づくりの方針を示しております。

地区の都市づくりの方針は、全体構想の第3章を踏襲し、地区別における【土地利用の方針】、【都市施設に関する方針】、【都市環境の形成に関する方針】、【景観形成に関する方針】及び【安全・安心な都市づくりに関する方針】の5つの方針を設定しております。

97ページの図 木下・大森地区の構想図の凡例をご覧ください。

【土地利用の方針】としまして、市内を<都市環境ゾーン>と<自然共生ゾーン>に位置づけし、それぞれのゾーンにおいて土地利用の方針を示しております。

95ページに戻っていただいて、【都市施設に関する方針】につきましては、道路、下水道などの都市施設の整備や維持管理に関する方針となっております。ページ下側の【都市環境の形成に関する方針】におきましては、自然環境などの保全・活用に関する方針について定めております。

96ページの【景観形成に関する方針】につきましては、魅力ある景観の形成や誘導、及び景観資源の活用などに関する方針となっております。

【安全・安心な都市づくりに関する方針】につきましては、災害に強い都市づくり、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた交通安全対策、防犯対策や空き家・空き地対策に関する方針について定めております。

これらの方針について、策定庁内幹事会、庁内本部会及び策定委員会でご意見をいただきながら、地区のまちづくり構想を策定してまいりました。

それらを図示したものが97ページの木下・大森地区の構想図となっております。

また、地区の特徴ある景観や地域資源の写真を掲載し、それぞれの地区のイメージがしやすいようにいたしました。

以上が地区別構想の主な構成となっており、他の地区も同様の構成となっております。

続いて、189ページの第5章都市づくりの推進に向けてについて説明をいたします。

『第5章 都市づくりの推進に向けて』では、都市マスタープランに示す都市づくりの方針を実現するための取り組みについて、記載しております。

1ページめぐりまして、5-1都市計画制度の活用のなかでは、市街地の良好な居住環境の保全に努めるため、また、人口減少などが進む集落地では、集落の生活形成を保全するため、地区計画などの都市計画制度の活用について新たに加えております。

5-2事業への取り組みでは、これまでの取り組みを継続するとともに、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）などの手法により、公共団体と民間が連携して都市整備を進めることで、効率的かつ質の高い公共サービスの向上に寄与していく方針を新たに加えております。

5-3協働の都市づくりのなかでは、市民・事業者・行政が相互の理解と協力

<p>川嶋課長 補佐</p>	<p>に基づく都市づくりの重要性について記しています。具体的な方策として、都市計画提案制度などの活用による市民や事業者が参加する都市づくりについて記載しております。</p> <p>5-4個別計画への展開と都市マスタープランの見直しにおきましては、事業の進行管理やその検証、また、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行っていく旨や、持続可能な開発を達成する社会を構築する必要性の高まりを受け、都市マスタープランに沿った都市づくりの推進により、快適に暮らせる持続可能な都市を目指す旨を新たに追記いたしました。</p> <p>最後に参考資料といたしまして、194ページに「印西市都市マスタープラン策定の経過」について、196ページから199ページでは、「印西市都市マスタープラン策定委員会設置要綱」及び「委員名簿」等について、記載いたしました。200ページからは、本文中で出てきます用語解説を設けました。</p> <p>ご説明させていただきました印西市都市マスタープラン(案)をもって、11月16日から12月15日までの約1カ月間、市民意見公募を実施いたしました。</p> <p>市民意見公募では、23名の方から106件のご意見をいただき、それらの意見を受けて、印西市都市マスタープラン(案)の内容に反映させるか否かを含め、関係各課と協議をしながら、整理している段階でございます。</p> <p>いただいたご意見に対する対応については、まとまりしだいホームページで公開いたします。</p> <p>現時点における次期印西市都市マスタープラン(案)の説明は、以上となります。</p> <p>それでは、次回の会議につきまして、お知らせいたします。</p> <p>令和2年度第3回都市計画審議会につきましては、令和3年2月2日、午前10時より、会場は本日と同様、ふれあいセンターいんば3階会議室での開催を予定しております。</p> <p>コロナ禍の開催となりますが、ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これで、本日の予定は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和2年度第2回印西市都市計画審議会を終了させていただきます。</p> <p>(以上)</p>
--------------------	--

令和2年12月25日に行われた印西市都市計画審議会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

令和3年1月29日

印西市都市計画審議会会長  
会 長

篠田 道雄

印西市都市計画審議会  
会議録署名委員

山田 喜代子